

意見検討結果一覧表

（案名：岩手県循環器病対策推進計画（中間案）について）

番 号	意 見	類似意見 件数 (件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>タバコ対策（禁煙推進、受動喫煙の危害ゼロ）の具体化のためには、先ず、公共の場の禁煙の徹底が必要です。</p> <p>◎公共の歩道・路上では「禁煙」を徹底し、指定喫煙所は設けない。閉鎖し、廃止することが必要です。喫煙者は、有料の喫煙所を利用すればよいわけで、自治体がわざわざ設置する必要も、義務ありません。（新型コロナ禍の今後の対策としても、これは有効な施策です）</p> <p>◎児童福祉施設は第一種施設で敷地内禁煙のはずですが、例外的に居室のある母子生活支援施設などでは、居室やベランダでの喫煙が認められている事例があります。貴県内でそのような例外措置の無いよう、周知いただき、あるいは健康増進法の上乗せ規定の制定により（兵庫県や広島県条例のように。また和歌山県や熊本県では敷地内禁煙が遵守されていますが）、母子を受動喫煙の危害から守るよう、対処をよろしくお願いします。</p> <p>◎広い公園（小公園は当然ですが）や屋外施設も喫煙エリアを廃止し、全面禁煙とすべきです。子どもや家族などが、健康を害されない、健康的な公園・屋外施設の設定が望まれます。</p>	-	<p>禁煙や受動喫煙対策については、県民、事業者の方々をはじめ、関係機関・団体等の理解を十分に得た上で、取組を進めていくことが必要であることから、御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p>	D（参考）

	<p>◎貴県には、受動喫煙防止条例が制定されていませんが、県独自の条例制定が望ましいと思います。他の都道府県や市の十数以上で制定されていますので、それらも参考に、制定の検討を早めに進めていただいてはどうでしょうか。</p> <p>◎貴県議会は屋内全面禁煙ではなく、喫煙専用室があるとのことですが、タバコ煙は必ず漏れるし、喫煙者の呼出息や服・髪などに付着して、周りに、三次（残留）タバコ煙の危害を及ぼします。議員や職員への危害防止だけでなく、県民への規範のためにも、県議会の全面禁煙化が先ず望まれます。</p>			
2	<p>喫煙者の禁煙を促す施策として、禁煙治療費の2/3助成制度を設けるのが良策と思います。対象喫煙者の人数など予算化の関係で、すぐには難しいようであれば、例えば、当面、子どもや妊婦のいる家族と同居する喫煙者に対象を限定することから始めても良いのでは。そのような制度を設けている自治体がいくつかあります。県と市町村が連携し進めていただいてはどうでしょうか。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p>	D（参考）

<p>3</p>	<p>コロナ禍を踏まえた、循環器病対策推進について、以下などの推進もよろしく申し上げます。(61 ページに 2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策が記載されていますが、喫煙も重症化の大きなリスク要因です)</p> <p>新型コロナウイルスを抑え込む新生社会、また皆が健康を分かち合うコロナ後の社会とするためには、三密が避けられない公的な場所の(マスクを外さざるをえない)喫煙と受動喫煙(紙巻きタバコ、加熱式タバコ、電子タバコを含め)は、基本的に認められないスタンスが不可欠であり、喫煙可能店の禁煙化および喫煙室の閉鎖が必須となるべきです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 喫煙により新型コロナにかかりやすくなる。 <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻きタバコ喫煙で約 1.8 倍 ・電子タバコ+タバコ喫煙で約 7 倍 2 喫煙により、肺を傷つけ、新型コロナが重症化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙は、がん、心臓病、脳卒中、慢性閉塞性肺疾患、糖尿病の原因で、かつ重症化要因でもある。 3 喫煙により新型コロナワクチンの効果が薄れる。 	<p>-</p>	<p>循環器病対策のほか新型コロナウイルス感染症対策の観点からも禁煙及び受動喫煙対策は必要であることから、御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p>	<p>D (参考)</p>
----------	--	----------	--	---------------

4	<p>第2章 本県の現状</p> <p>・P5-6 塩分摂取量だけではなく、全国平均と比較して野菜摂取量が低い事、運動習慣が少ない事は特筆すべきであり、これらへの対策と減塩の組み合わせが重要と思います（JAMA 2003； 289:2083-2093）。これらに関して、国民健康栄養調査など既知のデータソースがあるものと理解いたしますが、初期アウトカム指標としての採用をご検討されてはと思考いたしました。</p>	-	<p>御意見を踏まえ、脳血管疾患及び心疾患の指標に「食塩摂取量の平均値 (g)」、「野菜摂取量の平均値 (g)」、「運動習慣者の割合 (%)」を追加します。</p>	A（全部反映）
5	<p>第2章 本県の現状</p> <p>・P16 脳卒中死亡率の低下には、発症率そのものの低下も寄与すると思います（Int J Cardiol 2016； 222:281-286）。岩手県地域脳卒中登録事業における発症率は、単に本県における推移の検討だけではなく、本県以外（滋賀県、島根県等）にも同様のデータを出している他自治体と参考までに比較してみることも有用かと思えます。</p> <p>計画案に記載の必要はないかもしれませんが、本県における脳卒中死亡率高値の要因の解析に有用かと思えいたしました。</p>	-	<p>本県の脳血管疾患による年齢調整死亡率は全国ワーストの状況が続いており、他県との比較や要因分析については重要と考えられることから、御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p>	D（参考）
6	<p>・P31-33 （1）救急搬送体制の整備</p> <p>救急隊への教育内容に心疾患に関する記載は多く見受けられますが、prehospital stroke scale の活用も含めた救急隊への脳卒中教育に関する具体的記載が少ないように思います。</p> <p>具体的に prehospital stroke scale に言及しなくとも、脳卒中の症候や急性期治療の内容に関する講習の継続といった記載追加はいかがでしょうか。</p>	-	<p>御意見を踏まえ、次のように加筆します。</p> <p>（1）救急搬送体制の整備</p> <p>【取り組むべき施策】</p> <p>「救急救命士への脳卒中の症状や急性期治療等に関する教育」を進める。</p>	A（全部反映）

7	<p>・P34-45 (2) 循環器病医療提供体制の整備</p> <p>急性期診療を行う専門医だけではなく、急性期、回復期によらず、リハビリテーション専門医が充足しているかどうかの現状評価およびそれに対する施策の要否を検討すべきと思います。</p> <p>本県においては、脳神経内科医、整形外科医、もしくは脳神経外科医が兼任している施設も多いと思われ、正しく現状を評価することが肝要と思います。</p>	-	<p>御意見を踏まえ、現状の記載内容のうち、診療科別の医師数(図表 5-3、5-5)にリハビリテーション科を追加します。</p> <p>なお、専門医の充足や医師兼任状況の評価などに関する御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p>	B (一部反映)
8	<p>・P52-54 (4) 循環器病患者向けのリハビリテーションの充実</p> <p>維持期において、失語症等の高次脳機能障害をもつ患者さんへの意思疎通支援や就労支援などの記載をご検討ください。</p>	-	<p>御意見及び国の基本計画を踏まえ、次のように加筆します。</p> <p>(4) 循環器病患者向けのリハビリテーションの充実(脳卒中の医療(維持期))</p> <p>【取り組むべき施策】</p> <p>高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援や関係機関との支援ネットワークの充実、失語症者に対する意思疎通支援のほか、高次脳機能障害等の循環器病の後遺症について、県民の正しい理解が進むよう普及啓発に取り組みます。</p>	A (全部反映)

9	<p>P1-2 第1章 計画に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環器病の中には、先天性心疾患があり成人期を迎えた患者が増えているという背景と現状、課題について以下の点を入れてください。 「先天性心疾患は100人に1人の割合で生まれ、全国では毎年1万人が成人となり、現在50万人を超えており、心臓病者の半数を占めようとしています。」という実態を入れてください。 ・国の取り組みとして、「成人先天性心疾患学会が専門医制度と修練施設の整備をはじめている」「小児慢性特定疾病対策の中で自立支援事業の取り組みが2015年1月から始まった」ことを入れてください。 ・「課題」として、「小児から成人までの生涯を通じたシームレスな医療体制が必要であること」「そのために自立に向けた移行医療及び成人先天性心疾患患者を診ることができる医療機関の充実がもとめられている」「単に医療だけではなく、就労などの生活面でも支援が必要である」ことを追記してください。 	-	<p>御意見及び国の基本計画を踏まえ、次のように加筆(下線)します。</p> <p>(8) 小児・若年者に対する循環器病対策</p> <p>【現 状】</p> <p>(児童生徒等の保健管理等)</p> <p>○ 循環器病の中には、100人に1人の割合で出生する先天性心疾患や小児不整脈、小児脳卒中といった小児期・若年期から配慮が必要な疾患があります。また、肥満をはじめとする成人病リスク因子を有する小児・若年者が潜在しています。</p> <p>なお、移行期医療の課題として、切れ目のない医療が受けられるよう支援体制の整備、日常生活及び社会生活を営むことができる体制構築を記載しています。</p>	B (一部反映)
---	--	---	--	----------

<p>10</p>	<p>P3-20 第2章 本県の現状</p> <p>【循環器病の特徴】の「循環器病の多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙、飲酒等の生活習慣や肥満等の健康状態に端を発して発症し」については、「先天性心疾患を除き」を冒頭に入れてください。</p> <p>【本県の現状】の中に先天性心疾患の状況の記述がほとんどありません。「岩手県医療計画」等により広大な県土の中で、他の施策等により限られた医療資源をITや緊急搬送体制等有効に活用されている事と存じます。それらの関連性を記載してはいかがでしょうか。</p> <p>また、成人先天性心疾患学会が専門医制度と修練施設として岩手医科大学附属病院を認定していることを明記してください。</p> <p>次期計画には、それらの現状を踏まえた成果と課題について記載されることを希望します。</p> <p>また、法の個別対策として盛り込まれた胎児期・小児期から成人への切れ目のない医療体制の構築や、就労支援に先天性心疾患患者を対象に入れることの実現のためにも、次期計画に向けた検討委員には、小児循環器や成人先天性心疾患専門の医師および、就労支援に向けてメディカルソーシャルワーカーやハローワーク等の支援員等も加えるようにしてはいかがでしょうか。</p> <p>これらの実現のためにも必要な予算の配分を国に求めてください。</p>	<p>1件</p>	<p>御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p> <p>なお、本計画の検討に当たっては、小児循環器専門医からも御意見を伺っています。また、岩手県循環器病対策推進協議会のオブザーバーとして、県内の治療と仕事の両立支援に関する取組を統括する岩手労働局及び患者（労働者）の相談支援等を行っている岩手産業保健総合支援センターの職員に参加いただき御意見を伺っています。</p>	<p>D（参考）</p>
-----------	---	-----------	---	--------------

11	<p>P41-45 イ 心血管疾患の医療提供体制</p> <p>広い県土において、先天性心疾患患者の多くは、診察や治療のために岩手医科大学附属病院に通うこととなります。そのためにも、病院近くに安価に利用出来る宿泊待機場所の確保が必要とされております。特に胎児・乳幼児期の保護者は、比較的若く・入院が長期に及ぶ場合もあり、経済的にも精神的にも、兄弟児のケアを含めた支援策が求められます。他県の施策の例を基に検討されることを希望します。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とします。</p>	D（参考）
12	<p>P41-45 イ 心血管疾患の医療提供体制</p> <p>先天性心疾患患者を含め、重症例や特殊な病態を有する心血管患者の多くは診察、検査のため岩手医科大学病院を利用しています。「取り組むべき施策」の中で、地域の医師、医療機関の充実等があげられていますが、人口減少が進む社会情勢のもとで早期に実現することが困難な項目が少なくありません。これに対し、今すぐにも実現できる医療供給のための施策として、遠隔地からの通院にかかる交通費および宿泊の助成があります。交通費助成については島根県や福島県福島市、郡山市等の自治体で各種制度を活用して実施されている例があり、実現不可能な施策ではないと考えます。また、宿泊に関しては国内多くの中核的医療施設で直営や民間による長期療養者およびその家族のための宿泊施設が整備されています。岩手医科大学について言えば、隣接するビジネスホテルの一部借り上げや宿泊費助成などの手法が考えられます。まずは患者・家族の通院負担の実態を把握し、適切かつ具体的な施策の実現を求めます。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とします。</p>	D（参考）

13	<p>P55-56 (7) 循環器病患者の治療と仕事の両立支援、就労支援の促進</p> <p>成人先天性心疾患患者が虚血性心疾患患者とは違った疾患の特性があること、そのことに理解が広まっていない現状と、施策の必要性を加えてください。</p> <p>先天性心疾患患者の社会参加に向けた取り組みについて、新規就労支援としての対策と関係機関の連携を埼玉・静岡県等の他県の例も参考に充実したものとなるよう検討していただきたい。また、障害者雇用率と継続率の向上のための施策を期待します。</p> <p>就職後の両立支援策として、病状にあった就労内容や(障害者枠であっても健常者と同等の労働が求められる)、通院が可能となるような就労継続に向けた配慮がなされるような施策が求められます。</p>	1 件	<p>御意見及び国の基本計画を踏まえ、次のように加筆(下線)します。</p> <p>(7) 循環器病患者の治療と仕事の両立支援、就労支援の促進</p> <p>【取り組むべき施策】</p> <p>治療と仕事の両立や就労について、循環器病患者やその家族の実態把握に努めるとともに、脳卒中や虚血性心疾患だけではなく、成人先天性心疾患や心筋症等、幅広い病状を呈する循環器病患者が社会に受け入れられ、病状に応じた治療の継続を含めて、自らの疾患と付き合いながら就業できるよう、関係機関、事業所等が連携・協働し、支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後の施策検討の参考とします。</p>	B (一部反映)
14	<p>P57-58 (8) 小児・若年者に対する循環器病対策</p> <p>【現状】の移行期医療の記述の中で、先天性心疾患の患者の多くが小児の段階から医療的ケアを要していますとありますが、患者の中には、医療的ケアまでは必要なくとも、学校生活等において配慮が必要な児童生徒がいることを認識し、配慮してください。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とします。</p>	D (参考)
15	<p>P57-58 (8) 小児・若年者に対する循環器病対策</p> <p>【課題】の記載の中で、「教職員を対象とした AED の使用を含む応急手当の定期的な研修と訓練が必要です。」とありますが、特にも先天性心疾患患者が在籍している場合は、その時間の確保と計画の保護者との連携や教職員等の情報共有が求められます。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の施策検討の参考とします。</p>	D (参考)

16	<p>P57-58 (8) 小児・若年者に対する循環器病対策</p> <p>「取り組むべき施策」において『学校生活管理指導表』に基づく生活管理や生活指導を適切に行います」とされていますが、心臓病児の病状・体調は管理指導表に書かれた状態で固定されたものではなく、学校側が管理指導表の記述内容にとらわれて硬直的な運用を行うことで、かえって病児の自発的な成長や学校活動への参加を妨げるようなことも起こっています。むしろ、「個々の体調を考慮しつつインクルーシブ教育を促進する」のような提言であって欲しいです。</p> <p>また、「移行期医療」に関しては、移行期医療の支援体制促進とありますが、2年の計画期間で具体的に何を実現するのが読み取れません。移行期医療対策に時間がかかることは理解しておりますが、まずは「コーディネータの育成」や「相談窓口の設置」など、できることから具体的な対応をお願いできればと思います。</p> <p>「取り組むべき施策」での医療的ケア児への対応が移行期医療の項目に含まれていますが、これは移行期だけの問題ではないので「児童生徒等の保健管理」でも必要な施策について記述されるべきです。</p>	1件	<p>御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p> <p>なお、「児童生徒等の保健管理」についての取り組むべき施策として、早期発見と適切な治療の推進などを記載しています。</p>	D (参考)
----	--	----	--	--------

17	<p>P57-58 (8) 小児・若年者に対する循環器病対策</p> <p>・【取り組むべき施策】に学校の健康診断による早期発見が特筆して述べられていますが、実際には胎児期や生まれてすぐに発見されることの方が多いの現状です。胎児期に心臓病がわかった親や、生後間もない時期の病児と親への精神的なフォローなどを行える診療連携の充実が望まれています。その意味で、「取り組むべき施策」の中に胎児期の段階で心疾患が発見された際の親や新生児期へのフォローの必要性を示してください。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の計画改定や施策検討の参考とします。</p>	D (参考)
18	<p>心疾患 指標の定義・出典一覧</p> <p>小児循環器外科や小児循環器・成人先天性心疾患専門医の医師数、小児循環器の外来を行う医療機関数を加えていただきたい。</p>	-	<p>御意見につきましては、今後の計画改定の参考とします。</p>	D (参考)

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとしします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとしします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。